

決定論と責任の基礎

井上, 祐司
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1522>

出版情報 : 法政研究. 33 (1), pp.1-26, 1966-07-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

決定論と責任の基礎

井上 祐司

はじめに

一 今日の理論状況

二 擬似意思自由論からの区別

三 一つの解決の方向——相互作用

四 とくに刑事答責性に関して

むすび

はじめに

刑法の基礎理論の一つに責任の基礎という問題がある。そこには人間の意思決定をめぐる決定論と非決定論の鋭い対立があり、この対立は、刑罰の本質論にも直接影響を及ぼしている。従って、この問題は、理論的であるばかりでなく、極めて実践的な意味をもつ。筆者じしんの見解が確立した訳ではないけれども、一応の解決の方向を見定め、たかに思われるので、御教示を仰ごうと筆をとったものである。

本稿の論点は次の三つにある。まず、従来意思自由の問題として論議されたなかに、この問題本来の性質とは違つた問題が混入しているのではないかという疑問から、吾々の問題の本来的領域（選択の自由¹環境と性格からの意思決定の自由²）をまぎらわしい領域からはっきりと区別して問題の周辺を明確にすること、次に、この本来的問題につ

き、弁証法の「相互作用」という考え方を、環境と意思過程の間のみならず、性格と意思過程との間にも説き及ぼし、そこから唯物論哲学でいう決定論（「意識は存在によって決定される」）のもとでも、なお、選択の自由（「意識の能動的役割」）が認められることを理解しようとしたこと、最後に、この能動的役割が認められ、そこに決定論のもとでの責任の基礎を据えうるとしても、この解答の及びうる射程を刑事答責任性との関連においてはっきりと自覚することである。

特別に哲学や関連諸科学の素養を必要とするこの問題について筆者の準備は決して充分ではない。御教示を得て視野を広め研究を進めてゆきたいと切に念ずる次第である。

一 今日の理論状況

意思自由の問題をめぐって今日次の理論がある。列挙して簡単に主張を要約し、問題点をあげてゆこう。

(1) 古典派、相対的意思自由論——素質と環境によって決定されつつ、逆に決定してゆく主体性の理論。⁽¹⁾ 観念論哲学の上になちつつも、素質と環境の行為への大きな影響力をみとめる。しかし、これらの因子は意思と行為を決定し尽くすものではなく、一定の範囲での選択の余地を残しているとし、そこに責任の基礎をみとめる。哲学的基礎を別とすれば、この論理は、行為主義、責任非難の大いさに応じた刑罰との理論とともに、大きな説得性を持ち、通説的地位を占めているといえよう。ただこの理論は吾々に直観的に訴えるものの強いのかかわらず、「決定されつつ決定する」という構造の複雑さは、必ずしも理論的に明快とは言えない。

(2) 近代派、決定論——素質と環境の産物としての行為という理論。⁽²⁾ 明快であるが機械論的である。そこから出てくる犯罪懲表説、教育刑、保安処分と刑罰の一元論は、この理論の危険性（個人の自由破壊）を露呈する。社会とか公

益という名目のもとに個人の自由は容易に奪われる。

(3) マルクシズム法学、法のイデオロギー性の理論——虚偽としての自由の理論^(四)。ここではパシユカーニス、ピオントコウスキーの理論の影響が強い。決定論の立場にたち、意思もまた法則に従うことを認め、選択の自由を否定する。しかし、近代市民社会の法構造は自由な個人を構成原理としてのみ成り立ちうるので、法律上は自由な主体と擬制される。この立場は、自らの理論として、行為主義、非難としての責任、応報刑を説く。しかし、それでは、擬制された自由の上にたつこれらの理論は裸のポリシイの上のみ築かれ、その理論的な根拠づけが放棄されていることにならないであろうか。

(4) 経験主義法学、やわらかな決定論——外的強制からの自由の理論^(五)。ここでは意思自由は行為にむけられた物理的強制から自由であることだけが自由の唯一の必要にして充分な概念であるとされ、反因果的な自由は否定される。意思の性格^(価値体系や規範意識をふくめて)や環境による決定性が主張され、刑罰は、将来同様の行為状況におかれた場合に現在とは違った動機づけが出来るように、刺戟として加えられるものとされる。ただ、ここでは、意思を因果発展の系列上の一因子として認める点が、曾ての決定論との区別とされる。しかし、この意思の契機も、単純に因果系列上の通過点としてのみ受取られる限り、意思はその先行の因子によって決定されているのであるから、曾ての決定論とそれ程の差異はないと思う。功利主義的な刑罰観は保安処分一元論へ容易に転化する。

(5) ソビエト法学、弁証法的唯物論——存在の一次性と意識の能動的役割の理論^(六)。ソビエトでは答責性の基礎として、機械的唯物論との区別を語る「意識の能動的役割」が指摘される。そこに責任非難に応じた刑罰を説く。現象的には観念論哲学の相対的意思自由論と類似の構造をとるので、それと同様の複雑さ、理解のしにくさが残されている。更に、「存在によって意識は決定される」という唯物論の基本命題との調和という問題が残されている。その

上、ソビエト法学では、「反デューリンク論」でエンゲルスがといた意思自由の古典的定式「意思の自由とは專がら（必然）の認識をもって決意をする能力である」との命題が必ずとかれるので、これと、さきの「意識の能動的役割」や「存在によって意識は決定される」という諸命題とが如何に関連しているのかも明らかにされねばならない。今日これらの諸論点は必ずしも説得的に論じ尽されている状況とはいえない。

以上を通観すると、自己の体系内での論理の明快さだけを問題とするならば、近代派や経験主義法学は成功しているであろう。しかし、その結論のラジカルさはやはり体系内の出発をなす基礎理論の再検討を必要ならしめる。他方、古典派やマルクシズム法学、ソビエト法学は結論の温健さにもかかわらず、体系内の論理は必ずしも明快とはいえず、その説得的な体系的論理が仕上げられねばならないであろう。とくに、犯罪対策の不成功という状況下で、刑罰体系がその存在の価値を問われ、保安処分制度への大巾の移行が日程にのぼっている今日、しかもとくに刑法典改正專業に着手している今の段階で、遠まわりの観はあるが、この体系内の論理の反省と整備こそ急務であるというべきである。

二 擬似意思自由論からの区別

意思自由の問題として論議されるなかに、この問題本来の性質とは違った問題が混入していると考えられるので、この点を次に列挙して、本来の吾々の問題にまずその周辺から光をあててゆくことにしよう。

(1) エンゲルスの「必然の認識」としての意思自由という命題——それは行為の自由の問題であるか、又は、責任能力の内容の問題であるか。^[1]

エンゲルスは意思自由の問題は必然と自由についての弁証法的理解が前提になるとして、吾々の自由とは客観的諸法則（自然と社会の法則・身体的法則・精神に関する法則）からの独立を夢みることにあるのではなく、これらの法則を認識し、それを一定の目的実現のために利用する人間の能力にあるとする。

このエンゲルスの命題は二つの内容をもっている。

(イ)客観的諸法則を利用しつつ外界に目的を実現しゆく人間の自由という問題。これは従来から社会的自由とか行為の自由とかいう問題として論じられた側面に関するもので、すぐれて文化史的な、科学的な問題である。しかし、それは、責任の基礎として意思決定が環境や性格から自由であるかという、ここで吾々がとりあげようとする法律上の問題とは区別されねばならない。意思決定の自由を認めるか否定するかにかかわらず、意思内容が吾々の希望とは別に客観的に作用している法則に従ってのみ外界に実現されることは何人も承認せざるをえないからである。

(ロ)右の行為の自由という事実を人間の主体的能力の側面においてとらえる場合、責任能力の概念内容の一部をなすものとなる。一定の年齢に達し、特別の精神疾患に害されていない通常人は、表象された特定の行為が外界においていかに作用し、いかなる結果を生み、したがって法的に禁止され、又は、命ぜられるものとなるかを理解し、それに基づいて自己の行動を規制することができる。これは刑法上は責任能力の問題である。勿論、刑事責任年齢と精神の正常性を刑罰執行の効果との関係で理論構成する理論が近代派によって主張されているので（刑罰適応能力としての責任能力）、それとの関連でさきの責任能力の規定の内容（是非善悪の弁別能力）を見ると、意思自由の問題についての一定の立場（非決定論）が既にそこに表現されていることとなる。しかし、このこと、つまり、責任能力を右のような内容のものと理解することは、意思自由論の問題にたいする一定の立場決定の結論を示しているにすぎず、その問題への根拠となるものではない。

通常の責任能力者は意思過程において專理を認識し理解しそれに基づいて意思決定をなすであらうけれども、その意思決定が彼の環境や性格によって決定されたものであるならば、そこに自由の契機はなく、賞讃・非難の対象とはなし得ないのではないか、という問題は残されたままであるから。かかる決定性のもとにあっても、責任能力がある以上は、「自由」といってよいとすることも勿論論者の言葉の自由であるが、少くとも吾々の問題とは別のことである。

目的実現という客観界にかかわるエンゲルスの命題の(1)の意味は、彼じしんが述べているように、ヘーゲルの必然と自由の理解に関連して説かれている。そこで次にヘーゲルの理論をみることにしよう。

(2)ヘーゲルの意思の三つの発展段階の理論——それは理性的行為即自由な行為、犯罪行為即不自由な行為とする。とにより倫理的な自由論か、刑事学的な犯罪原因論かにいたる。(八)

ヘーゲルにとっては物体に重さがあるのと同じように、自由は意思の基本的規定性であった。精神の特長は自己決定、自律、自己発展の能力である。彼は自由とは認識された必然であるとしつつ、意思自由についてこういう。意思は三つの発展段階をもつ、(1)自然的意思、(2)恣意、(3)理性的意思。

(1)自然的意思とは衝動・欲求・傾向のような段階で、ここでは内容的にも形式的にも意思は不自由である。この意思内容は意思にとっては外的必然である衝動・欲求・傾向によって規定されているから不自由であり、また、これらの意思内容の満足への盲目的な努力という形式で意思が現れるので、形式的にも不自由である。(2)恣意の段階の意思とは、もろもろの外的必然（具体的経験界からの意思へ影響する内的外的条件）に対して、自らの意思を捨象する能力、諸欲求を意思自らが選択するものとしての意思である。この段階の意思は、意思による選択という自己決定の面に形式面での意思自由があるが、意思内容が外的必然から規定されている点で、依然として意思は外的必然に服従せしめられているから、内容面での自由はない。自分自身にとってのみの自由意思といえるが、それ故に万人には通用

しない彼の特異性があらわれる。したがってその意思は真に自由ではない。(ハ)理性的意思の段階とは、理性に従って行為することであり、普遍的な倫理規則や法の要求、その意味で自己の特異性から捨象された一般人の立場で行為する意思である。これこそ内容的にも形式的にも真に自由な意思である。前の段階の恣意における内容と形式との矛盾はここでは統一されている。アン・ウント・フール・ジッヒに自由となる。意思にとって外的な、外から与えられるものによって意思内容がみだされるのではなく、有機的に自らの意思に内在するもので内容がきめられる。この段階の意思は、自己自身をその純粹な普遍性において対象とする。

このヘーゲルの説明によれば犯罪者の意思は第一、第二段階の意思に該当するものとして、不自由な意思ということになる。正しい行為のみが自由であることになる。こういう意思の自由、不自由という用語法のもつ意義は別として、ここからは吾々の問題としている意思決定が環境と性格とから自由かということの回答は見出すことはできない。勿論ヘーゲルの観念論哲学の全体系、彼の精神の本質としての自由、合理的なものとは必然的なものの同一視(犯罪は非合理的なもの)という規定と関係して考えれば、彼のいう選択能力が非決定論的見解からとかれていることを推論することは容易である。しかし、ここでヘーゲルをとりあげた意図は別にあった。ここでヘーゲルが論じている自由——不自由の観念は決定された意思内容の実質にかからしめられていることを明らかにして、本来の意思自由論の周辺にある一つの問題領域を示そうとしたのである。

さきにエンゲルスの古典的命題(ハ)の意義は「必然の認識」に自由をみた点にあったことがここでもう一度省みられる必要がある。エンゲルスがそこで必然の中に理解したものは客観界の諸法則性のことであって、直接に法律や倫理の要求(理性の要求)は含まれていなかった。しかし、ここでは一般人の行為の格率たる理性に従うことが自由であるとされている。この区別も重要であるが、こういう自由意思の観念はソビエト刑法学において、曾てワチェブスキ

一によってエンゲルスの命題の適用として論じられ、当時、「ヘーゲル主義の修正」という非難をうけた。即ち、社会の發展法則を認識し、それに順応して社会主義建設に積極的に参加している進歩的な勤労者のみが自由な人間であつて、意識における古いものの残滓や社会主義への敵対的意識に自己を従属させて犯罪に走り、社会の發展法則に応じた行為をしないから、犯罪者はすべて不自由人である、と説いたのであつた。この理解は当時の非難にもかかわらずその後、ツェレツェリにそのままひきつがれ、サモシチェンコにも一部採用されている。

当時の非難は社会主義社会の犯罪者の行為を「不自由」だとすることは、犯罪者にも「意識の能動的役割」があつたことを見落すことになるという点にあつた。本当はウチェブスキーは進歩的勤労者Ⅱ自由人、犯罪者Ⅱ不自由人という規定は哲学的意味における自由の概念の用法であつて、刑事答責性の基礎としては、犯罪者にも右の哲学的意味での自由な行為を決意する可能性があつたという選択の自由を別に主張したのであつた。哲学的意味の自由が直接刑事答責性の基礎の自由（選択の自由）と切離されたことに彼の主張の一つの特長があつたが、それが右のような非難の原因となつた。しかし、この非難は論理の問題としてなら當っていない。彼は選択の自由という形で意識の能動性を主張しているのだから。しかも、ツェレツェリが指摘したように、彼が従来エンゲルスの定式が無反省に刑事答責性の基礎に措定されてきた状況をはっきりと否定して、行為の自由の問題として選択の自由の問題から区別した功績をむしろ評価すべきであらう。行為の自由の問題として犯罪者の意思の不自由を強調することが、不自由たらしめている犯罪原因の強調となるからである。

このように犯罪者は不自由であるとする自由意思論の問題の側面は、犯罪原因論の研究への糸口ともなるのであつて、それがツェレツェリにも強く影響を及ぼしている。哲学的な立場は異なるけれども、「意味にかなつた自己決定」（適法行為）のみが自由であつて、因果的衝動に身をまかせた犯罪者の意思決定は不自由であるとするヴェルツ

エルがこういう意思自由論の中に、刑法学と刑事学との関係が矛盾なく体系づけられるとしているのは偶然ではないであろう。

しかし、そういう有意味性にもかかわらずこの自由意思論は、意思の自由についての倫理的解明であるか、又は刑事学的な犯罪原因論への端初であって、意思決定一般が環境と性格から自由であるか否か、つまりいかなる意思が決定されたかではなく、いかに意思が決定されたかについては何も語ってはいないと言わねばならない。

(3) 中山助教授の実質的責任関係の理論―それは期待可能性の理論であるか、または、特定の規範内容の妥当性^九、違評価の根拠の問題であるかである。中山助教授は近く決定論の立場から道義的責任を積極的に基礎づけることは困難であるとして、ソビエト刑法学が意識の能動性^九選択の自由に答責性の基礎を置く点につき、それも結局において行為者の性格によって決定される以上は自由はないとされる。そこから一転して、中山助教授は刑事責任の根拠に関する問題は、一定の社会において犯罪者にたいする国家・社会の非難がいかにして、どの程度、道義的説得性をもって正当化されるかという歴史的・実践的問題であって、人間の意思自由に関する論理的検討からは解決出来ないと考えられた。そして当該国家・社会が犯罪の社会的原因の除去や予防にどの程度取り組んでいるか、つまり市民にたいして犯罪に至らぬ「自由」をどの程度保障しているかに、責任非難の説得性ある正当化がかかっているとされる。かくて、「人間の行為選択能力それじたいの中に刑事責任の根拠があるのではなくして、この主体的能力を前提として、彼自らが社会の期待にこたえて正しい決心を選択すべきであり、またその可能性を有していたとみとめられることの中に責任の真実の基礎がある」とされる。

この最後の引用の部分は期待可能性の理論にたった責任概念の内容規定であるといつてよいであろう。それは責任の基礎の叙述ではなくして、責任の内容の叙述である。両者は区別すべき問題である。性格や環境から自由な決意の

選択の余地があったことを認めること（意識の能動的役割の承認）が期待可能性の理論を責任概念の深化として貫くためには必要な前提であろう。しかし、逆に、期待可能性の理論で責任概念を構成してみても、それは直ちに、意思自由論の問題、責任の基礎の問題での一定の立場の論拠とはならない。責任の基礎の問題は、法的答責性にとり現在のような内容をもった責任論（責任能力・故意過失・行為者標準にたつ随伴事情の正常性）が何故必要かという問題である。勿論その問題は、性格「責任」論（刑罰適応能力・客観化された故意・過失、平均人標準の随伴事情の正常性）や保安処分一元論などの理論との対決のなかで問われている以上、特定の責任の内容を示すことが同時に責任の基礎の問題での一定の立場にたつことを予定したものであることは当然である。しかし、そのことは、その特定の立場が論証されたことにはならない。責任の内容を論じても、責任の基礎の問題を明らかにしたことはない。責任の基礎の問題は、正に、責任の内容が何故にそうあってよろしいのか又そうあるべきで他であってはならないかを明らかにするものでなければならない。

しかし、中山助教授の主張の前半はもう一つの重要な問題提起を含んでいる。つまり、国家が犯罪対策をおろそかにしておいて他方で犯罪を刑罰で取締ろうとするとき、犯罪者にたいする責任非難は道義性を失うという主張は、実は、その具体的な法規範の命令じたいが既に合理的な義務づけの根拠を失うのだという主張として受取ることが出来るからである。即ち、ここでは、一定の行為への命令違反についての責任非難の基礎が問題とされる前に、その命令に基く評価、違法評価の根拠が問題視されているのではないだろうか。当該行為を内容とするその規範じたいの妥当性が問われているのではないだろうか。

吾々が意思自由を問題とするとき、実際に問題とされている行為は無規定的な行為一般であった。犯罪、善行、倫理的に無色な行為、等々であった。従って、ある意思形成を命令する者も国家、社会、団体、第三者、内なる自己の何

れでもよかった。そして、行為の命令に対する服従又は違反にたいして賞讃し又は非難をあびせるところの答責性一般の制度の基礎を問うていたのであった。

とすると、中山助教授が責任非難の道義的説得性を問題とされるに当り、特定の國家権力と特定の規範内容と特定の社会的情況を限定して論じられるとき、吾々の問題との間にかなりの隔りがあることになる。意思自由の問題が右の中山助教授の問題点と更にどういふ関連にあるかも勿論研究せねばならない。それは先にゆずって、ここでは中山助教授の主張にたつて、ある特定の条件のもとで、中山助教授のいわれる實質的責任關係が現存する國家社会のともにおいても、尚、責任の基礎の問題は答えられねばならない問題として残されているのである。即ち、規範による社会關係の規律の可能性の問題たる責任の基礎の問題は社会主義社会更には國家なき共產主義社会でも問題とされ答えられねばならない。中山助教授は、特定の法規範や國家社会を問題にすることによって、法の本質、違法の本質、ひいては國家権力としての刑罰権力の根拠を問うておられるのである。

三 問題への一つの解決の方向—相互作用

さて吾々は愈々人間はその行為に当り環境や性格から自由に、命令の要求に合致し或は違反して意思決定をなしているか、又なしているのかという問題に移らねばならない。しかも吾々は曾てカントのように人間を現象界と叡知界に分けて論ずるような立場にたつことは出来ない。飽く迄も現実の客觀界の、しかも仮設判断でなくカテゴリーカルな判断として右の二つの要因からの自由を問題としなければならぬ。この問題は、環境と性格とが一体として意思決定に關係しているのであるから、これを環境と意思、性格と意思というように二つに分けて論ずることは、説明を進める上でも困難だし、また、単一の心理過程に形式的な区分があるような誤解を生む危険もあるけれども、一応問題を

はつきりと追及してゆくために敢て分離して、先ず最初は重点を環境に、次に性格において考えてゆくことにしよう。

(1) 環境と意思過程の相互作用

唯物論は意識は存在によって決定されるという立場にたつて、存在の一次性、意識の二次性を背骨とする。しかし、弁証法は存在の意識への作用は単純な直接的な投射ではなく、影響を受ける側の意識の内在的本性を媒介にしてのみ存在は意識に作用を及ぼすことを教えている。

このことをルビンシュテインはこう表現する。「外的影響は主観の心理状態をとおして、主観において形成されている思考と感性の体系を通して屈折されることによってのみあれこれの心理的効果を与える。」これは観念論的な一元論でもなく、また、存在と意識の二元論でもない。心理現象の客観への依存関係が、客観と主観との相互作用によって媒介されているのである。主観と、それによって反映される客観の相互連関こそ弁証法の実相に外ならない。

勿論相互作用という観念は注意を必要とする。プレハノーフ(一〇)やレーニン(一一)が指摘しているように、相互作用の理論は、多元論や、唯物論と観念論の「止揚」の理論^二経験批判論へ転落する危険をふくんでいるからである。これらの理論との限界を明らかにすることが是非必要である。

多元論は存在が意識を決定すると共に、意識が存在を決定する、二つとも原因であるという。この立場は二元論であつて、既にプレハノーフが指摘する次の困難を伴う、「二元論は相互のあいだに何らの共通点も持っていない等の二つの個別の実体がいかにして相互に影響しうるかという不可避的な問題に満足な答へを与へることは決してできなかった。」そのほかにも二元論では問に答へるに問をもつてすることになると思う。どちらが基本的なものが問われているときに、双方だということは実は答を初めから放棄しているものである。

経験批判論では結局において観念論的一元論、しかも主観的観念論におちいつていることレーニンの指摘する通り

である。「われわれの自我と環境との不可分の同格、すなはち相関的連関」というアペナリウスの命題は、フィヒテと共に「世界は私の感覚によって作られる」とするバークレーに帰着するからである。

それでは唯物論のとく相互作用の特長はどこにあるのであろうか。それは意識の二次性、つまり、心理現象が基本的には存在の反映であるという立場を貫く点にある。ということは心理現象の外界への依存関係を基礎におくことである。とすれば、環境からの意思過程の自由という場面は存在しないということであらうか。

街路を歩いている甲乙二人の人を仮定する。甲は音楽に興味をもち、他方乙はスポーツに興味をもっていとせよ。街路にある音楽会のポスターは甲にとってのみ意識にのぼることがある。又、ある特定の消費財への需要、入手難という困難におちいった場合、意識のなかに古い社会の残滓を残している人はそれを犯罪行為によって処理する途を選ぶが、進歩的な勤労者はノーマルな手段でそれを解決しようと努力することになる。このように同じ環境もそこにおかれた人の性格や意識機構の特長によって興った意思形成の要因として作用する。このことは、意識、心理現象の内在的性質に「屈折」した外的作用の姿であるが、しかし、音楽会のポスターが目につくことも、また、特定の刺戟を犯罪によって処理せんとする動機を生ぜしめるのもすべて一定の外的条件のもつ影響力の枠内にあるのである。また、異った影響を異った主体の意識に与へるのも、対象それじたいの中にもともと豊かな側面があるからこそ、その側面がそれぞれ反映されるのである。対象のなかに初めから存在しないものが意識の本性によって、意識の方から意味附与され、特定の対象として主体に関係をもつと考うべきではない。ただ、多様な現象、他様な環境の諸側面は客観的に存在していて、そのなかの何れが主体に強く働きかけるかという点でのみ意識の能動的役割、自由、選択の契機、相互作用の力は作用すると考えねばならない。

かくて、環境と意思過程を考えると、吾々は基本的には環境の一次性を認めなければならぬ。しかし、それと

共に、多様な環境のどの側面が主体の意思過程の中に重要な影響をもつかは、側面の中での比重をしばらく捨象して考えても、専ら主体の内的特長に依存する。

(2) 性格と意思過程の相互作用

一定の生理学上の基礎をもつ性格は、本人の固有の価値体系や興味・関心の体系、世界観を含めた心理的特質をもち、従って、一般化された欲動、動機の体系を示すものとなる。執行面の「才能」と共に、性格は主体の心理学的な特長をなすものである。性格は一部は本人の如何ともなし得ない事情により、一部は本人の努力により形成され、発展しつつあるものであること勿論である。ここでは性格の発展過程それじたいはしばらく論外としよう。行為時において、一定の生活環境の意思過程への影響は、常に性格を媒介として屈折することはさきにも述べた通りである。

性格は一般化された動機の体系である以上、ある外的刺激に対して主体がいかにかに反応し、いかに動機を形成して意思決定に至るかの傾向性を示している。一般的には個々の意思過程は性格によって統制されているといわねばならぬ。

性格が与えられれば動機がそこから出てくるという一方的な依存関係は、しかし、静態的にみたときのみ認められるのであって、ここからは性格の生成も発展も説明することはできない。この点について、再びルビオンシュティンという。

「性格の生成を理解するに至る道を発見するためには、性格と欲動・動機とのこの向きをかえて、個人的な欲動・動機に目をむけるよりも、情况的な欲動・動機——それは性格の内的論理によってよりも外的諸事情の合流によって決定されている——に目をむけなければならない。すなはち、大胆でない人間もまた、諸事情が大胆な振舞へと彼をかりたてるならば、大胆な振舞をすることができる。」⁽¹¹⁾

教育の基本問題もこの最初は情况的な動機がいかにして性格的な、合法的な動機に転化するか、移行させうるかにある。

そこで、情况的動機は、一体どのようなにして性格に基く動機とは別箇に意思過程の中に現れてくるのであろうか。それは何よりも環境からの意思への影響である。つまり、個々の意思過程は主体の性格からさえも相対的に独立して、環境を直接反映して運動する。その意思過程が逆に性格に反作用を及ぼし、曾て情况的動機にすぎなかったものが、性格的動機へと転化する方向に向って一步をふみ出すのである。或は、ある特定の性格を強め、他の特定の性格を弱める力となる。

以上のように、意識の能動的役割は、まず、環境が主体の意思過程に影響するに当って、主体の性格に屈折せしめられるという点において、次に、性格が意思過程に影響するに当って、その時々外界の特有の環境が意識過程に反映することを通じて性格に反作用を及ぼすという点において現れているのである。環境の一次性という基本的な姿の中で、右の二つの屈折を通じて、一次性は実現されているのである。ここに、命令や規範の要求によって社会的統制を行なおうとする制度の基礎があり、それに違反した場合に責任を問うことの根拠がある。

意思決定が環境と性格によって一方的に規定されているのであれば、意識に働きかけて規範内容を実現しようとする制度も、又その規範に違反した場合に責任を問う制度も無意味に帰し、社会統制の方法としては、直接に規範内容の実現を妨げる環境の社会的除去と性格の改良という治療教育処分という社会政策、刑事政策のみが唯一のものとなり、それから区別された法制度、答責性の制度は一切無用のものとなる。

勿論今日の心理学や社会学の現状はこれらの自由の契機、影響の大きさを測定する手段をもち合わせていない。ホール教授のとくように今日の刑事裁判の建前もこういう人格の形成過程を審判するに適当なものではないといえよ

う。しかし、そこに理性的結論があるならばその方向に一步でも二歩でも近づく努力こそが吾々の要求されている課題であつて、手段がないからとて断念する訳にもいかないであらう。^(二三)

四 づくに刑事答責性について

意識の能動性に責任の基礎を置くとき、このことは極めて抽象的に、規範内容を、従つてまた、法と道德との區別、民事、刑事の區別、社会体制の區別すら抽象して論ぜられてきたことを自覚しなければならぬ。従つて、刑事答責性の基礎として意識の能動性を考える場合には、更に、犯罪原因、従つてまた社会体制と国家権力の本質についても具体的な内容を附加して、具体的に問題を考える必要がある。

(1)意識の能動性に責任の基礎があるという命題は、犯罪原因が意思自由にあつて、環境・性格は二次的な意味しかないということではない。寧ろ、犯罪原因は一次的には環境にあり、ついで環境のもとに形成されてきた性格がその一次的原因を媒介することによって原因の一翼をになつてゐる。犯罪原因としては意識の能動的役割は偶然の因子にしかすぎない。犯罪行為もそれが物理的強制によらず主体が「その氣になつた」ことによつてのみ実現し得たものであり、その意味で意思は原因としての環境・性格が個々の犯罪として実現するための因果の系列の重要な一コマであることは勿論であつた。しかし、犯罪原因論の中では犯罪的意思決定は原因系列からは除外される。

何故か。一つは、意思自由が人間行為の本質的契機ではあるが、犯罪行為にのみ特有のものでないということがあろう。次に、犯罪原因論は始めから意思過程による阻止の領域を越えたところで問題が立てられているからである。越えたという表現が悪ければ、刑法による阻止を含んで更にもっと広い領域で犯罪予防が考えられている。犯因性の環境と性格の除去が一次的に問題とされている。勿論これらのものがそれじたいとして除去されてしまわなくとも、

刑法によってある程度の抵抗はできよう。しかし、より根元的にそれじたいを問題とするところに刑事学の問題領域が成りたっているから、意思過程が原因論から脱落するのであろう。犯罪法則（犯因性環境・性格と犯罪との因果関係）の実現には論理必然的に犯罪的意思形成が加わっているし、従って意思過程によって場合により阻止され、ひきのばされ、又は、より促進され、強められたりしよう。しかし、刑事学ではその具体的相は捨象されて、環境・性格と犯罪現象との間の反覆性だけが問われるのである。マルクシズムでは犯罪の原因を資本主義そのものにみとめること平野教授御指摘の通りであるが、このことは、刑事責任の基礎に意識の能動的役割をおく理解と何ら矛盾するものではない。意識の能動性は犯罪現象に法則性があることと論理的に矛盾しないのである。この点をツェレツェリは有機界に作用する法則と無機界のそれとの区別として論じている。意識になわれずしては社会現象は何一つ現実化しないし、従ってまた、その時々意識過程の具体相によって、当該社会現象に関する法則の具現は様々な形をとらざるを得ないが、それをふくんで法則は貫徹してゆくのである。勿論例えば現在の日本における犯罪現象の研究と現在の日本における刑法学の基礎理論としての意識の能動性の理論とは右の一般的な論述と共通のものもあるけれども、具体的な追及を必要とする尚多くの残された問題がある。しかし、いろいろの形態をとる答責性制度一般の基礎をなすものが意識の能動性にあることを日本の学界で主張することが直ちに日本資本主義の擁護論であったり天皇制イデオロギーの現れであるということにはならない。

刑事答責性の制度は今日國家の刑罰権という國家權力によって運用されている。この制度が答責性制度の一環として意識の能動性を基礎におくことを主張しても、國家の刑罰權力が正当化されるものではない。マルクシズムでは國家權力の「正当化」というような問題がたてられうるか問題であらう。社会主義國家權力の問題であっても權力が倫理的に正当化されるというような議論はマルクシズムには無縁ではないだろうか。

(2) 犯罪原因として環境・性格を認めることと責任の基礎を意識の能動性に認めることが矛盾しないことをみた。しかし、意思に原因を認めることと意思の自由を主張することとはお互に関係が全くない訳ではない。まずここでは犯因性環境と責任の量の問題を考察しよう。

犯罪的環境としてまずボンガー以来、階級社会と犯罪との有機的関連が指摘されてきた。階級社会における経済的
な条件、とくに、一般大衆の貧困や失業が考えられてきたが、サハーロフも強調したように、階級社会のかかる経済的
条件が直接的に犯因性を發揮する場合よりも、階級社会の構成原理たる社会的なものと個人的なものの分裂、大
多数の個々の構成員の利益が社会的な利益として追及されないこと（利潤追及、競争）からくる個人主義的な意識形
態の発生こそ犯罪と社会との有機的な関係を示すものである。階級社会においては社会的なものが真に社会的なもの
となることが出来ず、個人と社会との対立を構造的にもつ。ここに同じく社会を無視して自己の欲求の満足をはかる
犯罪行為と階級社会の構造の有機的関連性がある。この有機的関連に比較すれば、貧困・失業などの経済的条件的直
接的影響は、むしろ非本質的とさえいえる。階級社会では社会的なものが真の人民大衆の利益を反映しないため、個
々の構成員によって個人的に意味のあるものとして反映しないところに、犯罪の社会的基礎がある。しかし、これは
社会の構造が人間の意識に反映し、個人主義的な意識形態という社会心理現象に屈折して犯罪を条件づけていること
である。この社会心理は個体への個々の意思過程に、または、個体の性格特長の中に定着することを通じて、犯罪の
原因としての環境・性格の一部を形成している。ここに、犯罪の窮極の克服が社会構造にのみならず、構成員の意識
構造の改革——人間改造——に依存していることが解る。

犯因性環境としては、右の社会構造原理としての社会と個人の分裂、それから出てくる経済的條件（貧困・失業）
のほかに、自然的条件（季節と暴力・性犯罪）、欠損家庭や友人仲間などの諸要因を数えることが出来る。これらの

諸因子が個々人の個々の犯罪行為に係わり合う程度も様々であるが、その影響が強ければ強い程、意識の能動性は弱く、従って責任非難も後退する。かくて、犯因性環境は、犯罪対策に意味をもつばかりでなく、量刑事情として刑事責任論にも意味をもつことになる。

環境・性格と意思過程の相互の関係は以上のように、環境・性格の犯因性が強ければ強い程、犯罪的意思形成の過程における能動性の契機は少なく、従って、責任非難の量も少ないという関係にたっている。

ここでもう一つ責任の基礎を考えると忘れてはならないのは、責任が常に社会関係を前提とすること、つまり特定の行為を要求する者と要求される者との間の関係を前提とすることである。刑事責任について言へば、社会的危険行為をさけるように命ずる国家と、それを命ぜられた国民との間の社会関係―刑事責務―の存在を前提とする。刑事責務はまた各国民の義務意識を通じて担保されるが、義務意識は、各人の性格の重要な一部分である。各人の生活体験を通じてその大いさはまちまちである。義務意識の形成は個人にとって如何ともしがたい要素の作用と同時に、各人の意識的努力によって形成されるものでもある。特定の時点において所与のものとして存在する義務意識は、性格の一部であるけれども、個別行為に関して云へば、特定の行為を要求する国家は、他方においてそういう行為がとりやすいような客観的条件を整備する責任を負っていると考えねばならない。犯因性環境がそのまま放置されていることは、国家にかかる責任の怠慢である。勿論、義務をおう国民は自らの力の範囲内にかかる環境と闘う義務はある。しかし、国家もまたその責任をおうているし、国家のみならず環境対策もある。かくて、性格の形成が主とし個人責任において要求される一方、環境の整備は専ら国家の責任において対策が講ぜらるべき性質のものである。そのことが充分につくされないうとき、行為の命令はそれだけ権威を失う。ここに環境が国家に対する責任にとって軽減的に作用する一つの理由がある。

(3)さらに犯因性性格と責任の量との關係を考察しよう。ここでも環境の場合と同じく、個別行為責任としては性格に規定されれば規定される程、意識の能動性は少なく責任非難は弱い。常習性や危険な精神病質が犯罪的意思決定に影響すれば、それらの要因が何ら存しない者の同一の犯罪的意思決定に対してよりも、責任非難は小である。ただ、国家自身がその排除に責任を負っている犯因性環境の場合と異り、危険な性格の形成したいにおける責任非難が加わることによって、それじたいが別箇独立の量刑事情となつて加重的に作用する。各個の意思過程が性格から独立していればいる程、責任非難は強くなると共に、性格が危険であればある程、そういう性格形成の責任非難は大となる。

このように性格と責任の量との關係は、逆の方向をもつ二つの關係が作用していると考えるのが適當ではないだろうか。性格と行為との親和性が少なく、従つて意識の能動性の作用の余地が広い場合は、責任非難は強い。これは個別行為責任の結論であつた。後者の危険な性格が行為に親和的であればある程、個別行為責任は後退するが、逆に危険な性格形成責任が加重されてくる。ここでは団藤教授の人格形成責任が全面的に妥当する。

む す び

一 意思自由が無原因を意味するとしたらそれは唯物論の立場では主張できない。意思も他のすべての現象と同じように普遍的な相互連関のなかにおかれている。しかし、だからといって、環境と性格が与えられると、必然的に特定の行為決定が生れ、行為がでてくるとはいえない。その意味では、個々の意思過程は環境と性格とからの相対的な独自性をもっている。^(二四)

二 個々の意思過程にかかる独自性が生ずるのは、環境との關係でいえば、性格をふくめた広い意味での心理現象

じたいの内的特性に屈折するからであり、性格との関係でいえば、環境の多様性、個別性、偶然性、一回性から生れる個々の意思過程の特長によるものである。個々の意思過程の環境と性格からの相対的独自性のゆえに、意思の自由が生れ、自己答責的な性格の発展が現れる。

三 刑事答責性の制度も理論的基礎を人間行為の以上のような特長の上においている。従って、この制度は環境や性格の犯因性に直接むけられた犯罪斗争手段とは本質を異にする。答責性の量はさしあたり独自性の幅によって決定されることになる。意思責任はそういう結論を要求する。勿論、量刑の理論化と計量化は今後とも明白にされなければならぬが、あくまで右のような理論構造の上に進められることになる。他方において、犯因性環境の排除や犯因性性格の矯正教育における刑事学の分野における法則性は、意思過程になわれるところにより複雑な様相をおびるが、この複雑な現象の複雑さを何一つとして捨象したり平均化したりすることなく、ありのままの具体性において理論化する必要がある。従って、そこには力学的法則性よりもより高い認識の段階を示す統計学的法則性をもつ知識が形成されていくことになる。^(二五)しかし、この法則性も性格を直接的に刑量の基準としてよい程には個別行為の意思決定と連なっていないこととなる。

(一) 滝川幸辰、決定論的応報刑の一典型、法学論叢五卷一号三五頁以下、久礼田益喜、刑法と意思の自由、新客観主義の刑法理論所収三一頁以下、齊藤金作、刑事責任と自由意思、法哲学四季報二号七三頁以下、竹田直平、刑法における自由意思、法学二卷三号、三卷一号、中山研一、刑事責任と意思自由に関する理論の歴史的概観、法学論叢六一卷六号、六二卷一号、ソヴェト刑法所収三七頁以下。なお、社会法則（統計学的法則）の側から意思自由を論じたものとして、統計学古典選集七卷ワグナー・一見恣意的に見える人間の行為における合法則性、同八巻ドロービッシュ・道徳統計と人間の意思の自由がある。ドイツにおける当時の意思自由論の歴史の一面を知るのに便利である。

(二) 古典派による相対的意思自由論の立場は、客観主義刑法理論をとられる学者の共通の前提といつてよいであろう。一々の

引用は省略する。とくに、団藤重光、刑法における自由意思の問題、自由の法理、二一八、二一九、二二〇、二二七―二二八頁。同、刑法綱要、総論（昭三二）九頁、一八五頁。小野清一郎・倫理学としての刑法学、刑罰の本質について、その他（昭三〇年）所収、九六頁。団藤教授は個体によるある程度の環境の変更、形成の可能性を認められる（団藤・刑法における自由意思の問題、自由の法理、二二〇頁）。人格形成過程における環境の意義をみるときこの点は重要である。しかし、行為環境の問題としてはこの点は大きな役割をもつことは出来ないであろう。現在の環境に一半の責任がかりに認められるとしても、自由の契機はその環境からのまさにこれから行なわれんとする意思行為の形成との関係であるから。しかし、団藤教授が人格発展の契機たる体験の中に、行為のほかに、単なる思考をも理解される点は本文後述の「性格と意思過程の相互作用」に一つの根拠を示すものと思う。また、澤登佳人、自由意思の科学的基礎、中京商業論叢一二卷二頁以下、存在と文化(三)、(四)、中京商学論叢九卷四号六五頁、同十卷二号一九頁は、ベルクソンの学説に依拠しつつ、「内的必然に基く目的的决定性」に意思の主体性、自由の契機を主張される。意思が環境と性格から自由に、意思は意思自らによって決定されるという立場を示す限りで絶対的意思自由論に近く、更に、内的必然が「万人に対する格率、理性的自我の声」への服従を意味する限りで、カント¹²⁾ヘーゲルの「直の自由なる意思」に近く、更に、内的必然が「目的―手段」という行為の成功、不成功に係る功利的な合目的性¹³⁾ことがらの認識に基いた目的支配可能性を意味する限りで、エンゲルスの自由¹⁴⁾行為の自由の概念に近い（澤登佳人、犯罪論における行為概念の存在論的構成、中京大学論叢五卷一号一一八頁参照）。しかし、澤登教授には、相対的意思自由論らしい主張もある（一二卷二号、九頁、十三頁参照）。また、福田教授はヴェルツェルにならって、意思決定に、因果的决定と意味的决定の二重の層があることを説かれつつ、ヴェルツェルと異なって、犯罪者も因果法則を利用しつつ目的（犯罪的意図）を外界に実現するところに、意味的决定をみとめられる。この犯罪者の意味的决定に何故に責任非難が結びつくかは明らかではないが、「素質と環境とは行動をすみずみまで決定し尽すものではない」（福田平・現代責任論の問題点ジュリスト三一三号、五九頁）とされるので、この相対的意思自由論に基礎を求められるのである。

(三) 近代派の決定論は、牧野博士により展開された。主観主義刑法理論の学者はすべてこの立場をとる。文献の引用は省略す¹⁵⁾。

(四) マルクシズムの虚偽としての自由の理論は、もっとも明確に宮内裕教授にみることが出来る。「罪刑法定主義あるいは

いる場合の如し)を不自由とされるところがある。これはヘーゲル『ヴェルツェルの用法につながる点である。

(六)ソビエト法学の意思自由論については、中山研一、ソヴェト刑法、宮崎昇、ソビエト刑法講座参照。但し中山助教教授じしんの立場はさきでとりあげる。マニコウスキー教授はこうのべている。「この点に従来の見解はエンゲルスの『事がらの認識をもってする行為』という定式以上には出なかった。刑法における責任の問題を決定するに当って、行為の性質にたいする当人の認識の役割と意味を強調している点は正しいが、われわれは刑事責任の根拠にかんする問題に即して、この命題を発展させなければならない。人間の行為が決定されているということは人間の意識の能動的役割をいかなる程度であれ遠ざけるものではない。そして人間の意識の能動的役割こそ刑事責任の基礎である」(ベ・エス・マニコウスキー、刑法における答責性の問題、一九四八年、四六頁)。しかし、意識の能動性の具体的な説明がないので、意識が因果の一こま以上のどんな意味があるのか明らかではない。その点はテ・イ・オイゼルマン、自由と必然との問題のマルクスレーニン主義的解決、現代ソビエト哲学(一九五五年、寺沢編)九四頁以下、とくに九八―九九頁および最近のサモンチエンコ論文についても同様である。拙稿、過失犯の若干の問題、法政研究三二券二ノ六合併号、三三六頁以下参照。

また、チェコスロバキア刑法学においてもこの問題が論じられる。オットー・ノボトニー博士「刑法学における自由と必然の問題によせて」『国家と法』誌二号、一九五七年八五頁以下。ノボトニー博士は犯罪をふくめて人の行為は自由であると共に不自由であると規定し責任能力と故意過失の存在によってエンゲルスのいう事がらの認識に基いた決意としての自由があるとしてしまう。それでは決定論と責任との統一の理論化の努力とは始めから放棄されている。また近く、イワン・ヴイスツルシナ・ミカエル・ラカトシ学士は「法理論の問題に対する人間の目的態度の分析の諸問題」と題するかなり長文の論文を同誌に発表しているが(『国家と法』誌九号、一九六三年二八―八六頁)、そこでは因果関係(法則)と相互作用の関係が分析され、相互作用を現象の諸側面の間の機能的関連(一つの側面の変化が同時に現象の他の側面の変化である)としている。次に人間活動の特長が目的の実現にあることをといたのち、人間の行為を外界と主体との相互作用としてとらえている。ここでもエンゲルスの命題「行為の自由という客観の問題に関するものにわざわざいわれて決定論と責任との関係はついに追及されないうままに終わっている。

(七)マルクス・エンゲルス選集第一四卷二三〇頁―二三二頁。

(八)ヘーゲル、法の哲学(上)創元文庫(高峯一思訳)五三頁―六九頁。

ピオントコウスキーはこのヘーゲルの意思自由論を批判している。ヘーゲルは「真の自由」という観念を刑事答責性の基礎とすることはできなかった。何故なら彼にとって犯罪とは常に何かある非合理的なもの、真に自由でない意思の現れ、恣意の現れであったから。ヘーゲルは刑事答責性の基礎を人間意思の段階、つまり形式的な自由、外界のあらゆる作用から自らをときはなち、恣意的にあれこれの決意を選択する能力のなかに見た。それ故ヘーゲルの刑事答責性の基礎は例の主観的観念論者の基礎づけの枠をこえることが出来なかったのである。行為の内容は人間の意思の自己規制によって外界の作用から独立して自由に決定される(ピオントコウスキー、ヘーゲルの法と国家の理論と刑法学説、一九六三年、モスクワ、二五八頁以下)。なお小野清一郎、ソビエト刑法学者によるヘーゲル法哲学の再認識、ジュリスト二四四号一〇頁以下参照。

(九) 中山研一、ソビエト刑法、三二、四三、七四、一一五頁参照。同、刑事責任と意思の自由、法学論叢七七卷三号一頁以下。中山助教授の発想の基礎にはブルジョア社会における確信犯人の刑事責任の問題が常に据えられている。このことに答えることが結局において吾々の課題であろうが、しかし、決定論と責任という問題は更に、例えば、積極的には革命的な前進的労働者の行為をしたいの評価も、あるいは、消極的に政党幹部の指導の誤りや偏向の問題についてもかかわりのある問題ではないであろうか。その上で「道徳的優越性」や「実質性」という概念がどういう段階で問題に加わってくるのかを吟味せねばならないであろう。

(一〇) プレハーノフ川合唯彦訳・史的一元論、一二頁以下。

(一一) レーニン全集二六卷、唯物論と経験批判論七〇、七一、七二、九三頁。なお、レーニンはいう「…カウツキーは、唯物史観にたいていベルンシュタインの反論を考察して、ベルンシュタインが「決定論的なもの」の概念と「機械論的なもの」の概念を混同し、また意志の自由と行為を混同し、なんの根拠もなしに、歴史的必然性と人間の強制されたせつまつた状態とを同一視したことを示している。ベルンシュタインのくりかえしている宿命論だという使いふるしの非難は、マルクスの歴史理論のもっとも基本的な前提によってすでに論駁されている。」(レーニン書評、カール・カウツキー、ベルンシュタインと社会民主党の綱領、一つの批判、全集(大月書店)四卷二〇五頁、二〇六頁。この短かい文章からはレーニンの真意をはかりかねるが、物理的強制からの自由と社会法則への自由を区別していることは確かである。しかし、「やわらかな」決定論をみとめていたとはとる必要がないであろう。

(一二) ルビンシェイン||寺沢恒信訳、存在と意識(下)、三九四頁、三九五頁、三九六頁、三九七頁、四〇一頁、とくに、

四〇一―四〇二頁参照。この点、拙稿、過失犯の若干の問題、法政研究三二卷二―六合併号三四三頁二行―四行の、ルビインシュテイン批判は彼のこういう理解を読み落していたのでここで訂正する。

(一三) 意思自由の自然科学的な説明はさしあたり望めない状況にある。このことが実践理性の「要請」(カント)として、「規範」的意味(ヴァインデルバンド)として、「仮説命題」(ジンメル、ノウエル・スミス、平野龍一)として、「フイクション」(木村亀二、ノワコウスキー、大谷実、中義勝)として意思自由が論ぜられる一つの基礎であろう。大谷実、意思自由の問題は刑法学上必要か、同法学九五号三七頁以下、九六号二七頁以下。中義勝、刑事責任と意思自由論、刑法雜誌一四卷三、四号五一頁以下。ところでこういう論理は、他面において、今日、とくに独占段階に入った資本主義國家の刑事制度のもつ無力性と刑罰への自信の喪失を社会心理的に反映したものである。しかし、この論理のもつ不可知論的傾向が非合理主義へ傾斜しないように注意する必要がある。ルカーチ、理性の破壊(世界大思想全集三一卷(上)昭三一年)六七頁にいう。「悟性と認識、悟性の制限と認識一般の制限との等置、理性的認識への前進が可能であり又必然であるような場合に(直覚などの)超理性性をもってくること、これが哲学的非合理主義のもっとも一般的徴表である」と。

(一四) 「その気になった」ことを意思過程の一つの因子として数えるならばいかに気儘な人間の行為でも完全に決定されたものとして説明できる。しかし、それでは意思自由論の問題にとって答になっていない。「その気になった」のは一体環境と性格から決定されてしかるのか又はそれから自由にそうなのかを正に吾々は問われているのであるから。意思決定とそれ以前過程を一応切斷して、両者の関連を一般化して問題をたてるので不可避的に一定の抽象を伴う。しかし、この抽象を註(一三)でのべた「フイクション」の問題と混同してはならない。

(一五) ゲ・ヤ・ミヤキシエフ、動力学的合法則性と統計学的合法則性との相互關係と量子力学、寺沢・林編現代ソヴェト哲学第四集二七八頁以下、オ・オ・ヤーホット、決定論と統計学、同第五集七五頁以下参照。